

通関業者の皆様

NACCS 貿易管理サブシステムによる外為法に基づく電子ライセンス（輸出許可、輸出承認、輸入承認、輸入事前確認）の裏書事後訂正手続きの運用の変更について

2018年8月22日（水）

経済産業省 貿易管理部
電子化・効率化推進室

平素より NACCS 貿易管理サブシステムをご利用いただき誠にありがとうございます。
本日より外為法に基づく電子ライセンスの裏書事後訂正の手続を以下のとおり変更します。

	旧	新
①	NACCS の JTS 業務で電子ライセンス（EL /IL）の交付イメージをプリントアウト	同左
②	①の裏書面の訂正箇所を手書きで訂正	同左
③	②を税関に持参し、訂正箇所に税関の確認印を取得	同左
④	経済産業省の電子化・効率化推進室に以下の書類を持参、郵送またはメールで送付 ・「裏書事後訂正（変更）願」 ・③の EL /IL の交付イメージ ・税関の輸出（入）許可通知書 ・インボイス等 <u>・郵送の場合は返信用の封筒（切手貼付）</u>	経済産業省の電子化・効率化推進室に以下の書類をメールで送付 ・「裏書事後訂正（変更）願」 ・③の EL /IL の交付イメージ ・税関の輸出（入）許可通知書 ・インボイス等
⑤	システムロックを解除、その旨を依頼者に連絡（当室の業務）	同左
⑥	NACCS の JTB 業務等により裏書を訂正、その旨を当室に連絡（依頼者の業務）	同左
⑦	確定処理を行う（当室の業務）	同左
⑧	④でメールの場合は「裏書事後訂正（変更）願」の原本を含む書類一式を当室に郵送	<u>削除（後日の書類の郵送は不要）</u>

上記のとおり、メールによる受け付けを原則とし、書面の提出を不要といたします。

なお、④の受付メールアドレスは qqfcbj@meti.go.jp です。

どうぞよろしくお願いいたします。